

間宮みきニュース

発行：さわやか市民自治 みきの会



市が示した補正予算に対し、2つの事業を取りやめるよう修正動議を提出しました

7月13日に開催された臨時議会に「議案第37号 令和4年度東久留米市一般会計補正予算（第6号）」が提案されました。この補正予算には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した「スマートフォン教室等事業委託」および「高齢者のためのマイナンバーカード申請補助等事業委託」が計上されていました。しかしマイナンバーカードの普及促進については、取得者に最大20,000円分のマイナポイントを付与するなど、国が税金を投じています。市民

自治フォーラム（青木議員・間宮）は、新型コロナや物価高騰の影響を受けている市民のみなさんの支援に直接繋がる事業に、臨時交付金を使うべきと判断し、本補正予算から上記の2事業を削除するよう求め、修正動議を提出しました。

しかし残念ながら、賛成少数で否決され、これら2事業を含む原案が可決されました。（詳細は4面に掲載します）

なお、本補正予算が成立した後にも1億7,000万円程の活用できる交付金が残ри、また今後も追加交付が見込まれているそうです。これらを活用した事業について、今後しっかりと議論をしたいと思います。間宮みきにみなさんの声をお聴かせください。

大切な税金は国葬ではなく、
コロナ対策に投入せよ

安倍元首相の国葬を9月27日に行うことが閣議決定されました。野党は「国葬に対して国民から懸念の声が上がっている」と批判をしています。政府は聞く耳を全く持とうとしません。そもそも日本には国葬に関する法規はなく、法的根拠は不明確のことです。

国民の中には「森友問題や加計学園問題、桜を見る会などの不祥事の説明はどうなっているのか?」、あるいは「400億円とも500億円とも言われているが、結局のところアベのマスクは一体いくらかったのか?」という疑念が未だに残っています。国がすべきは、これら一連の疑念に真摯に向き合い、国民の前に真相を明らかにしていくことだと思います。

2020年に行われた中曽根元首相の自民党合同葬には、約1億9300万円かかったと言われています。国葬となれば、全額国費で賄うこととなります。大切な税金は、新型コロナウイルスの影響で支援を必要としている国民のためにこそ使うべきと考えます。

間宮みきの 6 月議会の一般質問などから

生活保護を必要とする市民が申請しやすい環境整備を

先般、厚生労働省は本年 5 月の生活保護申請件数が前年同月比 10.6% 増となり、5 ヶ月ぶりに増加に転じたと発表しました。新型コロナや物価高騰などの影響で、今後、東久留米市でも経済的に困窮する市民が増えることが予想されます。市として、生活保護を必要とする市民が申請しやすい環境を整えるよう求めました。

間宮：厚生労働省のホームページには「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」とある。また、「生活保護の申請について、よくある誤解」を掲載し、申請者の不安に寄り添ったものとなっている。東久留米市のホームページや「生活保護のしおり」もこのような記載を盛り込むべきと考える。また、申請書類を市のホームページからダウンロードできるようにするなど、入手しやすくするべきと考えるが、見解を伺う。

福祉保健部長：市のホームページは、生活保護制度は『憲法 25 条 生存権』の理念に基づいたものであり、国が定めた基準で生活を保障し、再び自分の力で生活できるように援助する旨を記載している。また「生活保護のしおり」には生活保護法の原理原則を説明している。その上で、申請者が相談しにいらしたときにしおりを示し、丁寧な相談対応を行なっている。申請書類は、申請者の制度への理解並びに急迫状況の把握が必要であることから、原則として面接相談時に配布している。

間宮：担当が丁寧に対応をしていることは理解している。しかし親族に話が伝わることを恐れて、窓口相談に行くことを諦めてしまう人もいると聞く。こういう方への配慮を求めるがいかがか。例えば市のホームページに厚生労働省のホームページのリンクを貼ることは、直ぐにもできるのではないか。

福祉保健部長：情報発信について、他市がどのような形でお知らせしているかを確認したいと思う。

間宮：他市を確認するまでもなく、厚生労働省が掲載している内容である。積極的な検討をここでは求めておく。

厚労省「生活保護の申請について、よくある誤解」より

- 扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できない、ということはありません。
- 住むところがない人でも申請できます。
まずは現在いる場所のお近くの福祉事務所へご相談ください。例えば、施設に入ることによって同意することが申請の条件ということはありません。
- 持ち家がある人でも申請できます。
利用する資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。まずはご相談ください。
- 必要な書類が揃っていないなくても申請は出来ます。
福祉事務所とご相談ください。

※ 8 月 1 日、市のホームページの生活保護のページに、厚生労働省へのリンクが貼られました。

在宅の子どもや保護者対象の食の提供に対する市の支援の継続を求める

3 月議会の私の質問に対し「子ども食堂やフードパントリーは大切な取組であり、必要性は認識している。活用できる補助金などがなければ情報収集を行なっていく」との答弁がありましたが、残念ながら議会初日に提案された「令和 4 年度東久留米市一般会計補正予算（2～4 号）」には、これらの支援に関する予算の計上はありませんでした。検討状況を質しました。

間宮：3 月議会において、活用できる補助金などがなければ、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら情報収集を行なうとの答弁だった。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を子ども食堂やパントリーを行なっている団体への補助として活用することは可能なのか。また東京都の子ども食堂推進事業に関し、東久留米市が活用を考えた場合、今年分の申請は可能か。

児童青少年課長：2021 年度も、同交付金を活用して支援を行なった。担当としては、今年度においても対象になると考え、企画経営室とも調整を行なってい

るところである。東京都の補助事業の活用は可能であるが、まずは交付金を活用しての取組みを考えていきたい。

間宮：既に今年度も6月が終わろうとしている。なるべく早く支援策を示すよう、前向きの検討を求める。

※ 6月議会最終日（6月28日）、令和4年度東久留米市一般会計補正予算（第5号）に「子ども食堂事業」として、在宅の子どもやその保護者に対し、食事の提供を行なう団体に対する補助金、393万6千円が計上されました。

職員が安心して市民サービスに従事できるように、適切な対応を求める

職員の定員管理の適正化について、昨年8月に見直したにも関わらず、本年4月も適正数を下回ってのスタートとなりました。職場環境の悪化が、病休者や退職者の増加の要因にもなっています。対応を図るよう求めました。

間宮：昨年8月、財政健全経営実行プランの改定時、定員管理の適正化についても見直しを行なったが、結果として本年4月1日は適正数595人を確保できたのか。また、定年年齢の段階的引き上げによる職員定数への影響はどのようになるのか。

総務部長：採用を予定していた内定者1名から3月に入って辞退の申出が、更に3月下旬に職員1名から退職の申出があり、4月1日現在593名となっている。欠員分については5月中旬から募集を始め、10月1日採用を目指している。

企画経営室長：昨年度より総務省では、定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理に関する研究会を開催している。今後、定年引上げ期間中の一時的な調整のための定員措置の基本的考え方が整理され、定年引上げに係る定員管理に関する留意点を示す予定となっているので、国の動向を注視したいと考えている。

間宮：職員の欠員は疲弊を招き、ひいては市民サービスの低下にもつながりかねない。見直して1年目なので推移を見守るが、来年に向け適正数を下回ってのスタートとならないよう、鋭意努めるよう要望する。ただ、595人が適正数なのかという点には疑問もある。今年8月の実行プランの改定では、決算統計の数値を活用した分析を行なうとのことだが、595人が妥当

かどうかも含め示されるのか。

行政経営課長：お示しできるものと考えている。

間宮：例えば、職員が相談やアウトリーチを丁寧に行なうほど多くの時間が掛かる。逆に簡素化することも可能である。仕事の仕方では数字は変わるので、1つ1つの積み上げを適正数に反映させる必要があると考える。相談やアウトリーチは増加傾向にあるので、きちんと対応がとれる体制を8月の実行プランの見直して検討するよう求める。



間宮みきの一般質問をご覧ください

現在、東久留米市議会の録画映像がインターネットにより配信されています。

是非、間宮みきの質問をご覧ください、感想やご意見をお聞かせください。

東久留米市議会映像配信【間宮みきの質問】

http://www.higashikurume-city.stream.jfit.co.jp/?tpl=speaker_result&speaker_id=33

第3回定例議会日程（予定）

9月1日 本会議初日 上程・即決・付託・報告

5日～8日 一般質問

12日～14日 常任委員会

15日 予算特別委員会（補正予算）

21日・22日・26日 決算別委員会

28日 本会議最終日

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって傍聴の自粛をお願いする場合があります。

※予算・決算特別委員会も録画配信が行われています。

市のホームページよりご覧ください。

（TEL 470-7789）

補正予算に修正案を提出しました

7月13日に開催された臨時議会で「議案第37号 令和4年度東久留米市一般会計補正予算（第6号）」に関し、以下2事業について削除するよう求める修正動議を提出した理由。

- ★ 市民のデジタルデバイドの解消を図ることを目的とした「スマートフォン教室事業委託」
主にマイナンバーカードの申請方法などを教える教室の実施、及びその教室の受講者が他者にマイナンバーカードの取得を勧奨し、その方がマイナンバーカードを取得した場合に、受講者に2,000円分のクオカードを贈呈する事業。

☞ マイナンバーカードの取得者については、既に国が税金を使ってマイナポイントを付与する事業等を行なっています。そこに重ねて自治体が独自に紹介者に対し謝礼を贈呈することは、限られた交付金の使途として疑問が残ります。

- ★ 「高齢者のためのマイナンバーカード申請補助等事業委託」

申請補助を受けた方がマイナンバーカードを申請し、今後のデジタルデバイス対策推進に係るアンケートに応じた場合、謝礼として1,000円分のクオカードを贈呈する事業。

☞ 市は施策や行政計画の作成や評価にあたって、アンケート等で多くの意見聴取を行っていますが、敢えてこのアンケートにだけ謝金を贈呈することは公平性を欠くと思われます。

◎なお、東久留米市がマイナンバーカードの普及促進を予算化した要因の1つに、国が本年6月に閣議決定した「デジタル田園都市国家構想」の基本方針の中で、2023年度からマイナンバーカードの普及率を自治体の地方交付税の算定に反映するとしたためであることが、臨時議会の質疑で明らかになりました。カードを取得するか否かで交付税が増減するとしたら、取得しない人は罪悪感を抱く可能性もあります。まるで国による脅迫のように感じられます。本来、取得するか否かは個人の自由意志に委ねられるべきです。取得しない人が批判されたり、不利益を被ることがないように、国に働きかけて行く必要があると考えます。

議案件名	市民 自治 フォー ラム	自民	公明	共産	未来 政策 フォー ラム	宮川 議員	中野 議員	引間 議員
議案第37号 令和4年度 東久留米市一般会計補正予算 (第6号) に対する修正案	提出	否決	否決	可決	否決	否決	否決	否決



間宮みき 事務所

〒203-0013 東京都東久留米市新川町1-5-2

電話：042-472-6189 / FAX：042-472-6193

E-mail：sawayaka-miki@mbk.nifty.com

HP：http://www.sawayaka-miki.com/